



2026年1月23日

各 位

会社名 セグエグループ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 愛須 康之  
(コード番号: 3968 東証プライム)  
問合せ先 取締役コーポレート本部長 福田 泰福  
(TEL: 03-6228-3822)

### 新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、2026年1月23日開催の取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 【本資金調達の背景と目的】

当社グループは、ITシステムにおけるITインフラ及びネットワークセキュリティ製品に係る設計、販売、構築、運用、保守サービスを一貫して提供できる体制を整え、「ITソリューション事業」を開拓しております。2016年12月に東京証券取引所JASDAQ市場に上場來、連続して増収を達成しており、2025年4月に創業30周年という節目を迎えております。

当社グループは、ITシステムの構築に必要な最先端のセキュリティ製品及びITインフラ製品を、米国をはじめとする海外メーカーより代理店として輸入するほか、国内において他の代理店から調達し、主に販売パートナーを通じて国内の顧客(エンドユーザー)に販売するVADビジネス(Value Added Distribution:他社メーカー製品を技術的付加価値とともに販社やユーザーに提供するビジネス)を中心成長を牽引してまいりました。2025年12月期第3四半期連結決算においては、官公庁向けのGSS(ガバメントソリューションサービス)に係る大型案件の売上計上が開始されたことなどにより、業績が大きく伸長した結果、第3四半期連結累計期間として売上高、売上総利益、営業利益以下各段階利益において全て過去最高値を更新することとなりました。

当社グループを取り巻く事業環境としては、社会全体のDX推進やサイバー攻撃の増加を背景に、サイバーセキュリティ対策の需要が一段と高まっております。加えて、官公庁向けの超大型案件(GSS案件)の受注により、ITインフラ及びネットワークセキュリティ製品の受注高・受注残高が大きく増加しております。政府共通の標準的な業務実施環境(業務用PCやネットワーク環境)の提供を行うGSS(ガバメントソリューションサービス)を既に導入済みの省庁では保守・運用体制の強化が喫緊の課題であり、導入準備中の省庁の数はさらに多くなっております。一方、当社グループが今後、現在の事業規模を通過点とする、新しい成長ステージに向かって事業を拡大していくためには、旺盛な需要に応えられる高いレベルの信用力や資金力の確保が求められます。加えて、販売先に対する迅速な商品供給力や商品ラインアップ拡大のための一定の在庫量の確保など運転資金需要も拡大しており、有利子負債に過度に依存することなく健全な財務基盤を維持していく必要があります。

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集または販売を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集または販売は行われません。

今般の新株式発行による資金調達は、信用力・資金力の強化や健全な財務基盤の維持を目的として、上記成長分野である GSS 案件の獲得に伴う資金に充当する予定であり、GSS という国策として推進されている事業を継続的かつ、さらなる成長スピードを加速させることを企図しております。加えて、国内・ASEAN を中心にセキュリティサービス事業、IT ソリューション事業を展開する企業を対象とする M&A も積極的に推進し、さらなる業績の拡大と企業価値の向上を目指す所存であります。

なお、新株式発行と同時に当社普通株式の流動性のさらなる向上と株主層の拡大を企図して当社普通株式の売出しを実施いたします。売出人である愛須 康之は、引き続き当社代表取締役社長として当社グループの経営に全力を注ぐ所存であります。

## 記

### 1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 4,600,000 株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、2026 年 2 月 2 日(月)から 2026 年 2 月 4 日(水)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、みずほ証券株式会社（事務主幹事会社兼単独ブックランナー）及び大和証券株式会社を共同主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 2 営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 2026 年 2 月 9 日(月)から 2026 年 2 月 12 日(木)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の 5 営業日後の日とする。
- (8) 申込株数単位 100 株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他一般募集に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 愛須康之に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集または販売を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集または販売は行われません。

## 2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 625,000 株
- (2) 売出人 愛須康之
- (3) 売出価格 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。）なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。
- (4) 売出方法 売出しとし、引受人に全株式を買取引受けさせる。売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受価額（引受人より売出人に支払われる金額）を差し引いた額の総額とする。なお、引受価額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (5) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後までの日まで。なお、一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受渡期日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申込株数単位 100 株
- (8) 売出価格、その他引受人の買取引受による売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 愛須康之に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (10) 一般募集が中止となる場合は、引受人の買取引受による売出しも中止する。

## 3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記＜ご参考＞1.をご参照）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 783,700 株  
なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、当該需要状況を勘案の上、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売出人 みずほ証券株式会社
- (3) 売出価格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。）
- (4) 売出方法 一般募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当社株主から 783,700 株を上限として借り入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申込期間 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受渡期日 引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申込株数単位 100 株
- (8) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 愛須康之に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (10) 一般募集が中止となる場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集または販売を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集または販売は行われません。

4. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考>1. をご参照）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 783,700 株
- (2) 払込金額の決定方法 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。  
また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割当先 みずほ証券株式会社
- (5) 申込期間（申込期日） 2026 年 3 月 4 日（水）
- (6) 払込期日 2026 年 3 月 5 日（木）
- (7) 申込株数単位 100 株
- (8) 上記(5)記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 愛須康之に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (11) 一般募集が中止となる場合は、第三者割当による新株式発行も中止する。

以上

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関する一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集または販売を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集または販売は行われません。

## <ご参考>

### 1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しほは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集及び「2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの事務主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から 783,700 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しほあります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、783,700 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しほものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式をみずほ証券株式会社に取得させるために、当社は 2026 年 1 月 23 日（金）開催の取締役会において、前記「4. 第三者割当による新株式発行」に記載のとおり、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式 783,700 株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、2026 年 3 月 5 日（木）を払込期日として行うことを決議しております。

また、みずほ証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から 2026 年 3 月 2 日（月）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、またはオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部または一部を借入れ株式の返還に充当することができます。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、当該オーバーアロットメントによる売出しからの手取金を原資として、本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行株式数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数がその限度で減少し、または発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがってこの場合には、みずほ証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないと失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関する一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集または販売を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集または販売は行われません。

## 2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

- |                      |              |                |
|----------------------|--------------|----------------|
| (1) 現在の発行済株式総数       | 32,564,077 株 | (2026年1月23日現在) |
| (2) 公募増資による増加株式数     | 4,600,000 株  |                |
| (3) 公募増資後の発行済株式総数    | 37,164,077 株 |                |
| (4) 第三者割当増資による増加株式数  | 783,700 株    | (注)            |
| (5) 第三者割当増資後の発行済株式総数 | 37,947,777 株 | (注)            |

(注) 前記「4. 第三者割当による新株式発行」の募集株式数の全株に対しみずほ証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

## 3. 調達資金の使途

### (1) 今回の調達資金の使途

今回的一般募集及び第三者割当増資に係る手取概算額合計上限 3,110,559,682 円について、2026 年 12 月期末までに官公庁向け大型受注案件に係る資金需要に 2,332,000,000 円を、2027 年 12 月期末までに当社グループの事業拡大に資する M&A 待機資金に 778,559,682 円を充当する予定であります。

具体的には、政府共通の標準的な業務実施環境（業務用 PC やネットワーク環境）の提供を行う GSS（ガバメントソリューションサービス）に係る旺盛な需要に対応するための製品調達資金に加え、販売先に対する迅速な商品供給力や商品ラインアップ拡大が求められており、この機を捉えた事業拡大のために相応の資金需要が発生します。

また、当社グループは創業来、M&A を定期的に実施し継続的に成長してまいりました。直近では、海外では ISS Resolution Limited（タイ王国）及び First One Systems Co., Ltd.（タイ王国）の株式取得、国内では株式会社テクノクリエイションの株式取得及びネットファームズ株式会社の事業譲受等の M&A により、オーガニック成長に加えた戦略的 M&A の実施により業容を着実に拡大してまいりました。今後も人材の確保及び商圏の拡大を目的とした M&A を積極的に実施し、当社グループの企業価値向上を目指してまいります。

現時点において、M&A の具体的な内容及び金額について決定しているものはないため、仮に 2027 年 12 月期末までに未充当額が生じた場合等においては、2028 年 12 月期末までに GSS 案件の獲得に伴う資金、または人材関連投資資金（教育投資、幹部人材及び高スキル人材の採用）に充当する予定です。

なお、上記調達資金につきましては、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

### (2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

### (3) 業績に与える影響

今回の調達資金を上記(1)に記載の使途に充当することにより、VAD ビジネスの事業基盤強化を図ると共に、当社グループの財務基盤の改善により中長期的な企業価値向上に資するものと考えております。

## 4. 株主への利益配分等

### (1) 利益配分に関する基本方針

当社は、内部留保の充実を図り、事業の効率化と事業拡大のための投資を積極的に行っていく一方、株主への利益還元を重要な経営課題であると認識しております。

配当につきましては、連結業績、財政状態の健全性、将来の事業展開のための内部留保の水準等を総合的に勘案しながら、中間配当及び期末配当の年 2 回、継続的かつ安定的に行うことを基本方針としております。

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関する一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集または販売を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集または販売は行われません。

## (2)配当決定にあたっての考え方

上記「(1) 利益配分に関する基本方針」に記載のとおりであります。

## (3)内部留保資金の使途

内部留保資金については、事業の効率化と事業拡大のための投資を積極的に行っていく予定であります。

## (4)過去3決算期間の配当状況等

	2022年12月期	2023年12月期	2024年12月期
1株当たり連結当期純利益	22.15円	19.63円	15.73円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	6.00円 (一)	10.00円 (5.00円)	11.00円 (5.00円)
実績連結配当性向	27.4%	51.5%	69.8%
自己資本連結当期純利益率	22.0%	17.5%	14.7%
連結純資産配当率	6.0%	8.9%	7.2%

- (注) 1. 当社は、2024年3月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、2022年1月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり連結当期純利益、1株当たり連結純資産及1株当たり年間配当金を算定しております。
2. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。
3. 自己資本連結当期純利益率は、親会社株主に帰属する連結当期純利益を自己資本（連結貸借対照表上の純資産合計から新株予約権及び非支配株主持分を控除した額で期首と期末の平均）で除した数値です。
4. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値です。

## 5. その他

### (1)配分先の指定

該当事項はありません。

### (2)潜在株式による希薄化情報

当社は会社法の規定に基づく新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しており、その内容は2026年1月23日現在、以下のとおりであります。

なお、一般募集及び第三者割当増資後の当社の発行済株式総数に対する潜在株式数の比率は0.86%です。

決議日	新株式発行 予定残数	行使時の 払込金額	資本組入額	行使期間
2019年2月13日 及び2019年3月4日	65,442株	1円	115.5円	2019年3月5日から 2049年3月4日まで
2020年2月13日 及び2020年3月2日	37,530株	1円	99.3円	2020年3月3日から 2050年3月2日まで
2021年2月12日 及び2021年2月27日	52,407株	1円	152.8円	2021年2月28日から 2051年2月27日まで

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集または販売を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集または販売は行われません。

2022年2月10日 及び2022年2月25日	48,831株	1円	56.8円	2022年2月26日から 2052年2月25日まで
2023年2月13日 及び2023年2月28日	80,562株	1円	91.1円	2023年3月1日から 2053年2月28日まで
2024年2月13日 及び2024年2月29日	21,678株	1円	277.5円	2024年3月1日から 2054年2月28日まで
2025年2月13日 及び2025年2月28日	20,127株	1円	163.0円	2025年3月1日から 2055年2月28日まで

(注) 2019年11月13日開催の取締役会決議により、2019年12月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を、2024年2月13日開催の取締役会決議により、2024年3月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。上表の「新株式発行予定残数」、「行使時の払込金額」、「資本組入額」は調整後の内容となっております。

### (3)過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

- ①過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況  
該当事項はありません。

### ②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	2023年12月期	2024年12月期	2025年12月期	2026年12月期
始 値	806円	917円 □702円	640円	653円
高 値	1,188円	2,145円 □710円	809円	658円
安 値	734円	873円 □484円	402円	612円
終 値	928円	2,050円 □639円	657円	624円
株価収益率	15.76倍	40.62倍	—	—

(注) 1. 2026年12月期の株価については、2026年1月22日(木)現在で表示しております。  
2. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。2025年12月期については決算が確定していないため、2026年12月期については期中であるため、記載しておりません。  
3. 2024年12月期の□印は、株式分割(2024年3月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割)による権利落ち後の株価であります。

### ③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等 該当事項はありません。

### (4)ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である愛須康之並びに当社株主である有限会社エーディーシーは、みずほ証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し及び保有する当社普通株式の一部に設定されている担保権の実行に伴う売却等を除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、みずほ証券株式会社の事前の書

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関する一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集または販売を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集または販売は行われません。

面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利または義務を有する有価証券の発行等（ただし、一般募集、本件第三者割当増資、株式分割による新株式発行、ストックオプションに係る新株予約権の発行及び新株予約権の権利行使による当社普通株式の交付に基づく新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で、当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集または販売を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集または販売は行われません。